

〇〇〇株式会社大阪事業所建設工事
土地の形質の変更に係る計画書

令和〇年〇月

土地所有者 〇〇〇株式会社
工事施行者 〇〇〇株式会社

内容

1	概要	1
1.1	工場又は事業場の名称	1
1.2	土地の形質の変更を行う土地の所在地（地番・住居表示）	1
1.3	工場又は事業場の面積、要措置区域等の面積及び土地の形質の変更の対象面積（㎡）	1
1.4	土地の形質の変更の目的.....	1
1.5	土地の形質の変更の種類.....	1
1.6	土地の形質の変更の実施者及び土地の所有者等	1
1.7	土地の形質の変更の工事施行者	1
1.8	土地の形質の変更の実施期間（着手日・完了日）〔工程表次頁参照〕	1
1.9	参考法規等	2
2	土地の状況、土地の形質の変更の範囲及び内容	4
2.1	調査結果及び基準不適合範囲（面積、深度及び土量）	4
2.1.1	土壌汚染状況調査結果	4
2.1.2	土壌汚染状況調査に準じた方法による調査結果	5
2.2	土地の形質の変更の施行方法、施行工事の流れ、対象区画及び範囲（面積、深度及び土量） ..	6
2.3	使用する他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌の内容.....	9
2.3.1	他の自然由来等形質変更時要届出区域について	9
2.3.2	汚染状態が自然由来又は埋め立て土砂由来であることを明らかにした書類及び図面	9
2.3.3	自然由来等土壌を使用することについての土地の所有者等の同意書.....	11
	基本留意事項	12
3	土地の形質の変更に伴う措置の内容	14
3.1	措置方法の選定	14
3.2	措置の施行方法及び措置工事の流れ（平面図、立面図及び断面図も記載）	14
3.3	措置完了確認方法及び措置実施後の効果の維持の確認方法	14
3.4	措置の終了後における当該土地の利用の方法	17
4	埋め戻し土の性状の確認	18
4.1	埋め戻し土の性状の確認方法	18
4.2	埋め戻し土の分析結果一覧表及び計量証明書を添付	18
5	土地の形質の変更に係る周辺環境保全配慮方法	19
5.1	粉じん対策	19
5.2	粉じんモニタリング.....	19
5.3	工事に伴う基準不適合残土の持ち出し対策.....	19
5.4	排水等対策	20
5.5	騒音・振動・悪臭対策	20
5.6	廃棄物対策	20
5.7	その他工事に必要な対策.....	20
6	土壌汚染状況調査に準じた方法による調査結果	21
7	事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	22
7.1	対応方針	22
7.2	対応方法	22
7.3	非常災害のための必要な応急措置として土地の形質の変更をした場合	22

1 概要

1.1 工場又は事業場の名称

〇〇〇株式会社大阪事業所建設工事

1.2 土地の形質の変更を行う土地の所在地（地番・住居表示）

大阪市〇〇区〇〇町一丁目 1 番の一部（地番）

大阪市〇〇区〇〇町 1 丁目 1 - 1（住居表示）〔図 1.1 参照〕

1.3 工場又は事業場の面積、要措置区域等の面積及び土地の形質の変更の対象面積（㎡）

・工場又は事業場の面積（敷地面積）：〇〇〇.〇〇㎡

・形質変更時要届出区域の面積：〇〇.〇〇㎡

・土地の形質の変更の対象面積：〇〇.〇〇㎡

1.4 土地の形質の変更の目的

〇〇〇株式会社大阪事業所建設工事に際し、平成〇年〇月〇日に土壤汚染対策法第 11 条第 1 項の規定に基づいて指定された「形質変更時要届出区域」（届指-〇〇号）の基準不適合土壌の掘削除去等を行うことを目的としている。

1.5 土地の形質の変更の種類

基準不適合土壌の掘削除去、杭打設、埋め戻し

1.6 土地の形質の変更の実施者及び土地の所有者等

・土地の形質の変更の実施者

〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

所在地：大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇 - 〇

電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

・土地の所有者等

〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

所在地：大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇 - 〇

電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

1.7 土地の形質の変更の工事施行者

〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

所在地：大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇 - 〇

電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

1.8 土地の形質の変更の実施期間（着手日・完了日）〔工程表次頁参照〕

着手日：令和〇年〇月〇日（予定日）

完了日：令和〇年〇月〇日（予定日）

工程表を添付する

1.9 参考法規等

- ・ 土壤汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号）
- ・ 土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（平成 31 年 3 月 1 日 環水大土発第 1903015 号）
- ・ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（令和 4 年 8 月 環境省）
- ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例

土地の形質の変更に係る対象地周辺を図示
図は本ページ 1 枚で表示
調査対象地と図全体との面積比率は概ね 1 : 9
調査対象地を図の中央部に配置
調査対象地を太線で囲むなどして明示
縮尺を明示
著作権者の承諾を得ておくこと

図の上下左右余白は概ね 25mm 以上とすること
(以下同様)

図 1.1 対象地位置図

2 土地の状況、土地の形質の変更の範囲及び内容

2.1 調査結果及び基準不適合範囲（面積、深度及び土量）

2.1.1 土壤汚染状況調査結果

表 2. 1-1 に土壤汚染状況調査結果一覧表を、図 2. 1-1 に基準不適合範囲を示す。

単位区画	水銀及びその化合物 (溶出量) mg/L	鉛及びその化合物 (溶出量) mg/L	鉛及びその化合物 (含有量) mg/kg			ふっ素及びその化合物 (溶出量) mg/L	
	A1-4	A1-4	A1-5	A1-8	B1-4	B1-4	
土壤 試料 採取 深さ	表層	0.002	0.031	156	160	160	0.02
	1m	0.001	0.018	120	130	80	0.01
	2m	0.001	0.012	35	35	ND	ND
	3m	ND	0.005	ND	ND	ND	ND
	4m	ND	ND	ND	ND	-	-
	5m	-	ND	-	-	-	-
	6m	-	-	-	-	-	-
	7m	-	-	-	-	-	-
	8m	-	-	-	-	-	-
	9m	-	-	-	-	-	-
	10m	-	-	-	-	-	-
基準値	0.0005以下	0.01mg/L以下	150mg/kg以下			0.01mg/L以下	

表 2. 1-1 土壤汚染状況調査結果一覧表

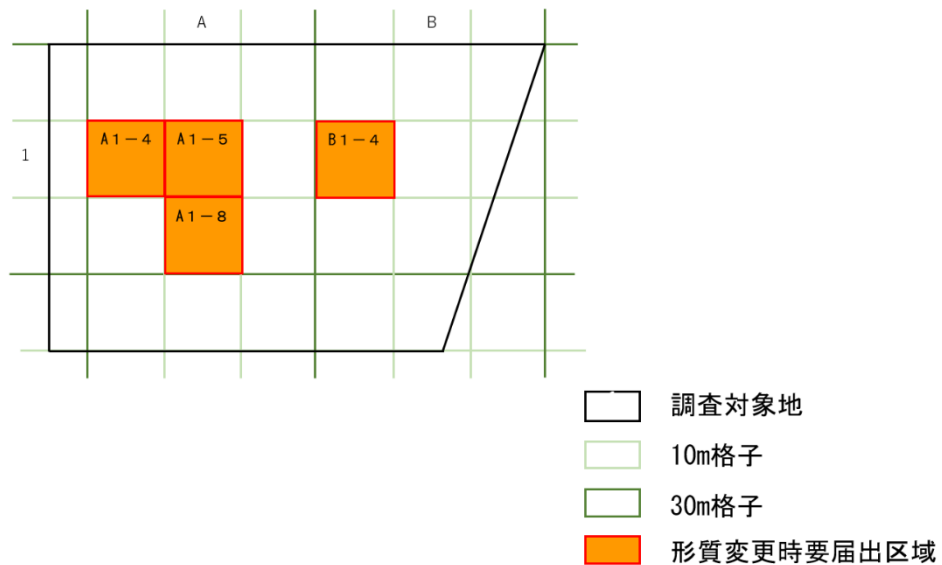


図 2. 1-1 基準不適合範囲

2.1.2 土壤汚染状況調査に準じた方法による調査結果

表2.1-2に土壤汚染状況調査に準じた方法による調査結果一覧表を、図2.1-2に土壤汚染状況調査に準じた方法による調査結果を踏まえた基準不適合範囲を示す。

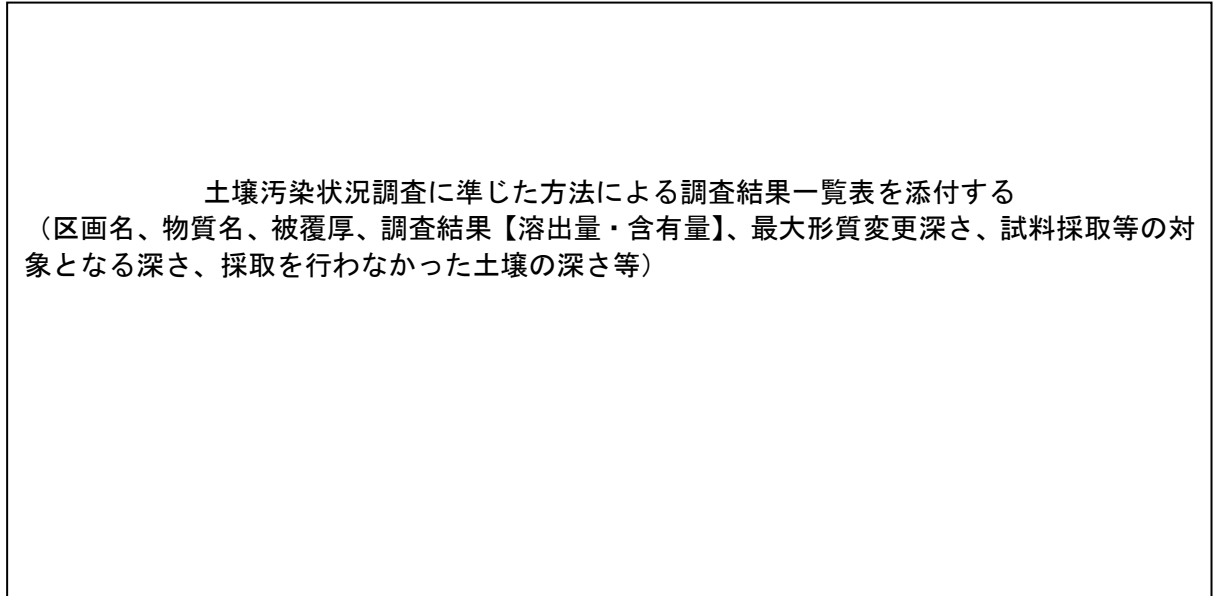


表 2.1-2 土壤汚染状況調査に準じた方法による調査結果一覧表

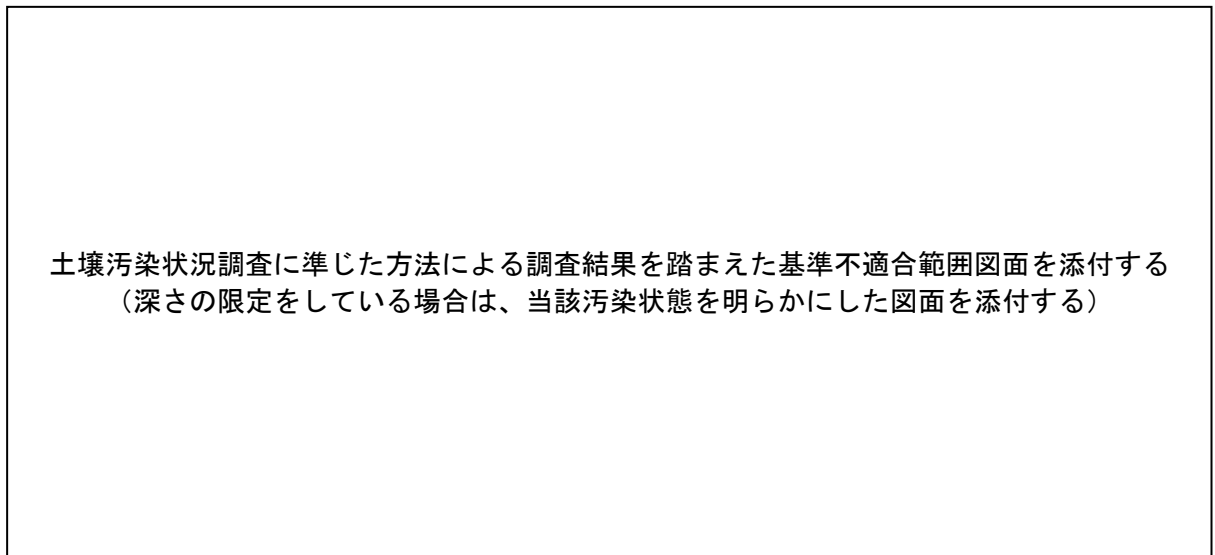


図 2.1-2 土壤汚染状況調査に準じた方法による調査結果を踏まえた基準不適合範囲

2.2 土地の形質の変更の施行方法、施工工事の流れ、対象区画及び範囲（面積、深度及び土量）
 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした形質変更時要届出区域の図面を図 2.2 に示す。

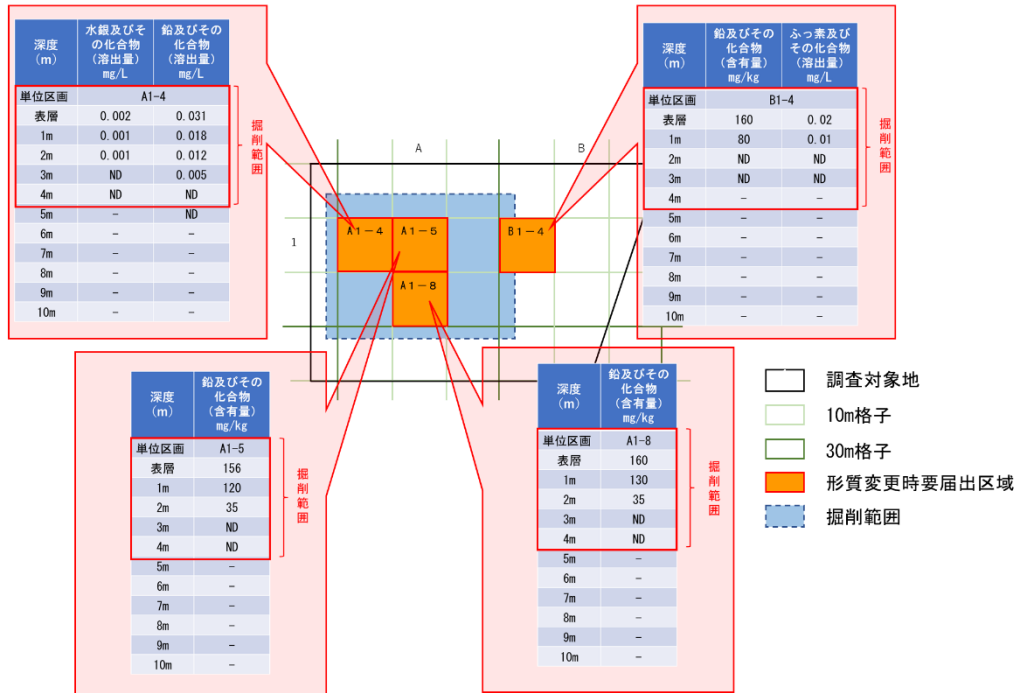


図 2.2 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面

土地の形質変更の施行方法等の内容

(1) 工事工程

工事工程を図 2.3 に示す。

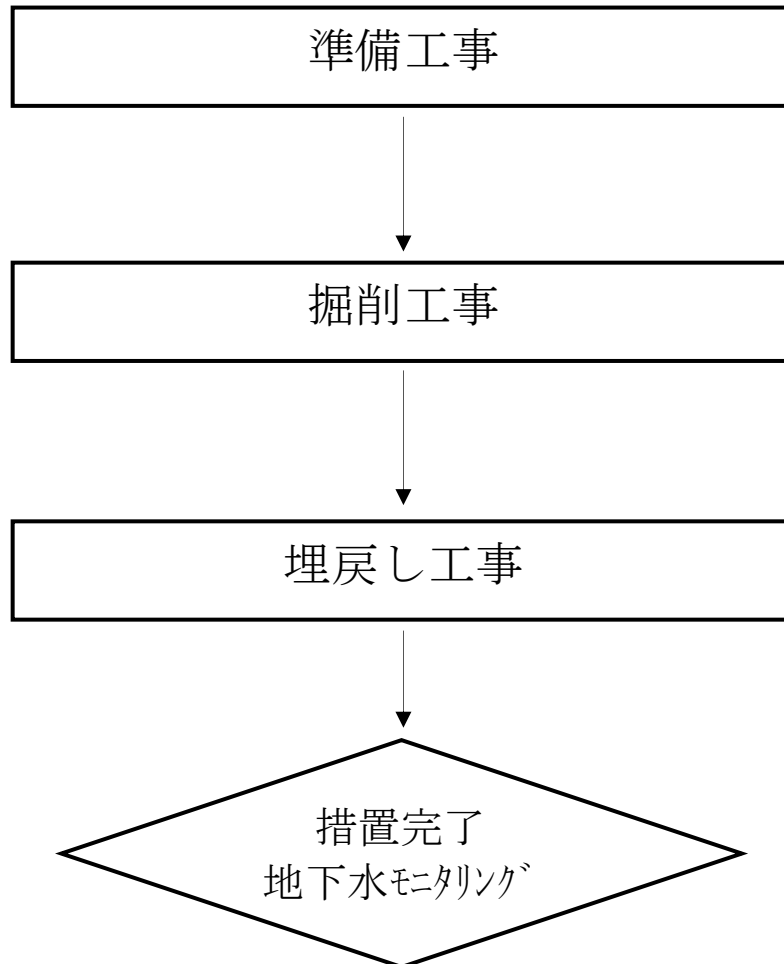


図 2.3 工事工程

(2) 施行方法

土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図を添付する

図 2.4 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

2.3 使用する他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌の内容

2.3.1 他の自然由来等形質変更時要届出区域について

- ・他の自然由来等形質変更時要届出区域の所在地
〇〇市〇〇区〇〇町二丁目 1 番（地番）
- ・上記のうち、使用する範囲の所在地
〇〇市〇〇区〇〇町二丁目 1 番の一部（地番）
- ・指定日：平成〇〇年〇〇月〇〇日
- ・他の自然由来等形質変更時要届出区域の指定番号：（例：届指－〇〇号）
- ・他の自然由来等形質変更時要届出区域の面積：〇〇.〇〇m²
- ・使用する範囲の面積及び土量：〇〇.〇〇m²、〇〇.〇〇m³

2.3.2 汚染状態が自然由来又は埋め立て土砂由来であることを明らかにした書類及び図面

他の自然由来等形質変更時要届出区域について、汚染状態が自然由来又は埋め立て土砂由来であることを明らかにした書類を次頁に示す。また、汚染状態を明らかにした図面を図 2.5 に示す。

他の自然由来等形質変更時要届出区域の基準不適合範囲図面を添付する
（深さの限定をしている場合は、当該汚染状態を明らかにした図面を添付する）
下記の表に該当するか確認をする。

表 施行規則第 65 条の 2 に規定する基準

自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の汚染状態（搬出元）	搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の汚染状態（搬出先）
土壌溶出量基準に適合しないものであって、土壌含有量基準に適合するもの （土壌溶出量基準不適合、土壌含有量基準適合）	土壌溶出量基準に適合しないものであって、土壌含有量基準に適合するもの又は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの （土壌溶出量基準不適合、土壌含有量基準適合） （土壌溶出量基準不適合かつ土壌含有量基準不適合）
土壌溶出量基準に適合するものであって、土壌含有量基準に適合しないもの 土壌溶出量基準適合、土壌含有量基準不適合）	土壌溶出量基準に適合するものであって、土壌含有量基準に適合しないもの又は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの （土壌溶出量基準適合、土壌含有量基準不適合） （土壌溶出量基準不適合かつ土壌含有量基準不適合）
土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの （土壌溶出量基準不適合かつ土壌含有量基準不適合）	土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの （土壌溶出量基準不適合かつ土壌含有量基準不適合）

図 2.5 汚染状態を明らかにした図面

汚染状態が自然由来又は埋め立て土砂由来であることを明らかにした書類を添付する
(当該所在地の自治体ホームページ等)

2.3.3 自然由来等土壌を使用することについての土地の所有者等の同意書

自然由来等土壌を使用することについての土地の所有者等の同意書を添付する

基本留意事項

施行方法は土壤汚染対策法に関する環境省令で定める基準（法施行規則第 53 条）に準拠した方法で行う。法施行規則第 53 条は以下の 4 号からなる。

- (i) 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更（施行管理方針の確認を受けた土地の形質の変更を除く。この条において同じ。）の施行方法が第 40 条第 2 項第 1 号の環境大臣が定める基準に適合すること。
- (ii) 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等（飛散、揮発、又は流出）を防止するために必要な措置を講ずること。
- (iii) 形質変更時要届出区域の指定に係る土壤汚染状況調査と一の土壤汚染状況調査により指定された他の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を使用する場合にあっては、当該土壤の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。
- (iv) 土地の形質の変更を行った後、法第 7 条第 4 項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

以下に各項目に対する実施内容を示す。

溶出量基準不適合土壤の帯水層の不接触（法施行規則第 53 条第 1 号）

（パターン①）【地下水位以浅の場合】

今回掘削深度が、地下水位（ $0m$ ）以浅（ $\square m$ ）であるため、基準不適合土壤と地下水への接触はない。ただし、掘削時に地下水が確認された場合、先行して水替工を行う等、基準不適合土壤の地下水への接触を防ぐ対策を講じる。

（パターン②）【地下水位以深の場合】

今回掘削深度が、地下水位（ $0m$ ）以深（ Δm ）であるため、揚水により地下水位を Δm 以深まで下げた状態で土地の形質変更を行うことで、基準不適合土壤と地下水への接触を防ぐ対策を講じる。

飛散等の防止措置（法施行規則第 53 条第 2 号）

当地では汚染土壤の掘削、運搬、処理を行う計画である。汚染土壤を取り扱う上で近隣住民又は運搬経路沿線や処理場周辺の人々に対し、飛散等による健康被害が生じないように防止措置を行う。

具体的には以下を実施する。

- ※ 土地の形質の変更場所への立ち入りを制限し、周辺の人々に対し飛散等による健康被害が生じないように防止措置を行う。
- ※ 汚染土壤掘削中は適宜散水を行い、また基準不適合土壤が長時間露出する場合は、シートによる養生を行い粉じんの飛散を防ぐ。
- ※ 汚染土壤搬出時、ダンプトラック荷台の汚染土をシートで覆い飛散を防ぐ。

他の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を使用する場合に、人の健康に係る被害が生じるおそれがないこと（法施行規則第 53 条第 3 号）

他の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を使用する際に、運搬時のダンプトラック荷台の汚染土をシートで覆い、運搬経路をシート+鉄板で覆うため、人の健康に係る被害が生じるおそれはない。

土地の形質の変更を行った後、人の健康に係る被害が生じるおそれがないこと（法施行規則第 53 条第 4 号）

【区域指定を解除する場合】

基準不適合土壌が確認されている区画の汚染土壌を掘削除去するため、土地の形質の変更終了後、人の健康に係る被害が生ずるおそれはない。

【区域指定を解除しない場合】

土壌含有量基準不適合区画については土地の形質の変更終了後、舗装（アスファルト 3 cm 以上）されることから、人の健康に係る被害が生ずるおそれはない。

土壌溶出量基準不適合区画があるが、周辺で地下水の飲用利用がないことから、人の健康に係る被害が生ずるおそれはない。

3 土地の形質の変更に伴う措置の内容

3.1 措置方法の選定

【区域指定を解除する場合】

掘削除去

【区域指定を解除しない場合】

舗装、盛土

3.2 措置の施行方法及び措置工事の流れ（平面図、立面図及び断面図も記載）

2.2に同じ。

3.3 措置完了確認方法及び措置実施後の効果の維持の確認方法

(1) 汚染土壌掘削工事の管理方法

汚染土壌掘削工事の管理は基準不適合範囲図に基づいて、該当範囲の位置出し（マーキング）を行う。マーキング方法については、掘削作業により消滅しない位置に逃げポイントを設置する。また掘削出来形については測量機器等用いて位置、深さを確認、記録管理する。

・ 出来形管理

出来形管理は、次の方法で実施する。

- ①汚染土壌を掘削した範囲の現地確認（検尺）
- ②汚染土壌を掘削した範囲の現地確認（記録写真）

・ 掘削搬出した汚染土壌量の確認

掘削搬出した汚染土壌量の確認は、次の方法で実施する。

- ①管理票（土壌汚染対策法第 20 条第 1 項に規定する管理票）による搬出量の確認
- ②浄化等処理報告書による確認

汚染範囲に対して、標準の掘削形状確認状況を図 3.1 に示す。

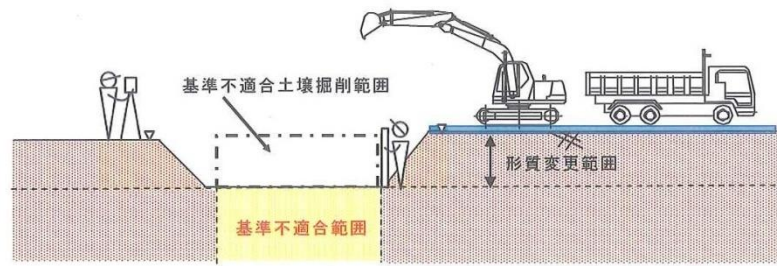


図 3.1 掘削形状確認方法

(2) 汚染土壌掘削工事終了後の基準不適合範囲

【区域指定を解除する場合】

(1) にて、基準不適合土壌が確実に除去されていることを確認し、基準不適合土壌の除去完了となる。

【区域指定を解除しない場合】

今回工事で基準不適合土壌の掘削除去は行わないため、汚染状態に変わりはない。

(3) 措置後の地下水モニタリング

埋め戻し後、土壌溶出量基準 (mg/L) 不適合区画において、措置後の地下水モニタリングを実施する。詳細調査時に地下水基準に適合であったため、測定回数は 1 回とする。モニタリング井戸は、詳細調査時と同じ仕様のもを再設置する。

1) モニタリング井戸の設置

詳細調査時の観測井戸設置位置の近傍に、観測井戸を設置する。

観測井戸は、第 1 帯水層にスクリーン区間を設けた塩ビ管 (PVC50) を挿入し、地上に 0.5m 立ち上げて地下水を採取する。図 3.2 に観測井戸の模式構造図を示す。

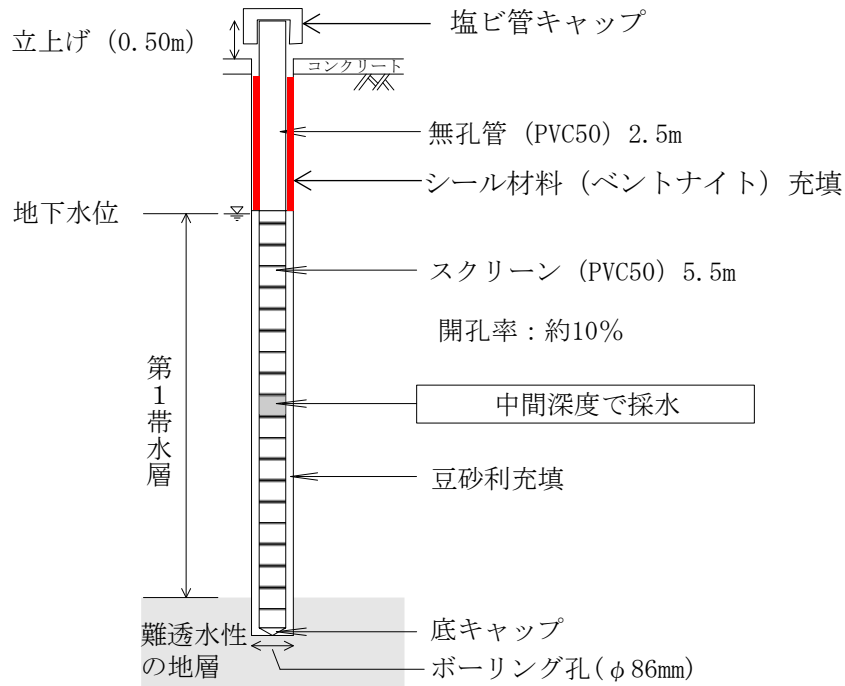


図 3.2 観測井戸の模式構造図

2) 孔内洗浄・地下水採取

観測井戸設置後、孔内洗浄を行い、地下水が十分に回復した後、地下水採取を行う。

採取には採水器 (PVC 製ペラー) を用い、第 1 帯水層の中間深度から採取する。孔内洗浄及び地下水採取の模式図を図 3.3、措置後地下水モニタリング位置を図 3.4 に示す。

なお、土壌汚染調査時は地上部にある構造物等により区画の中心に地下水モニタリング井戸を設置することが出来なかったが、汚染土壌除去後は井戸設置の障害となるものがなくなるため、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドラインに基づき区画の中心に設置する。

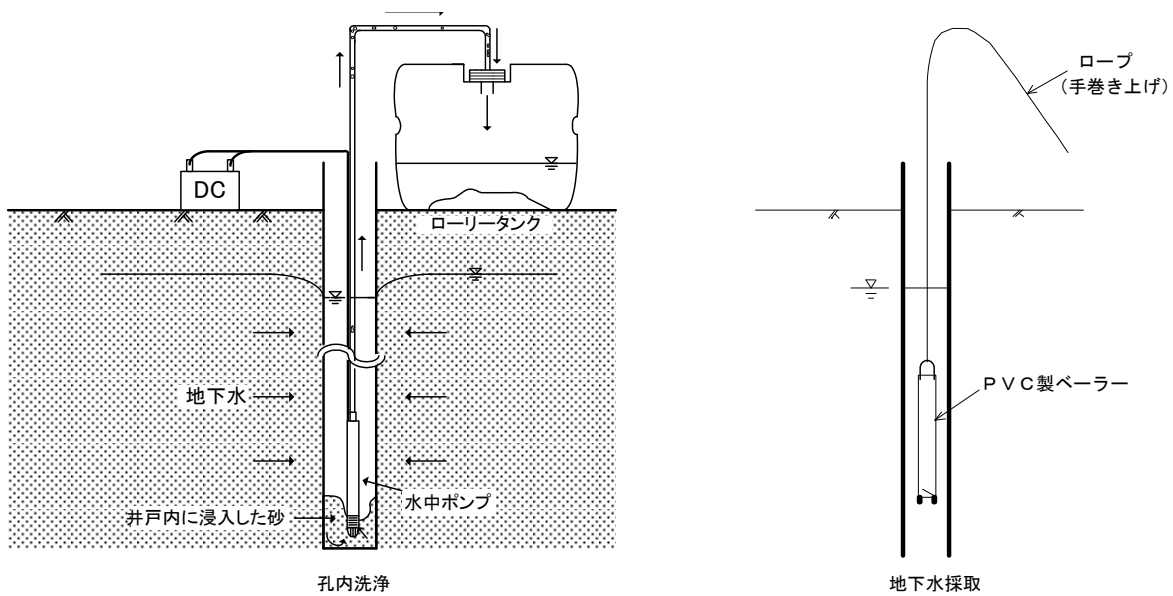


図 3.3 孔内洗浄及び地下水採取模式図

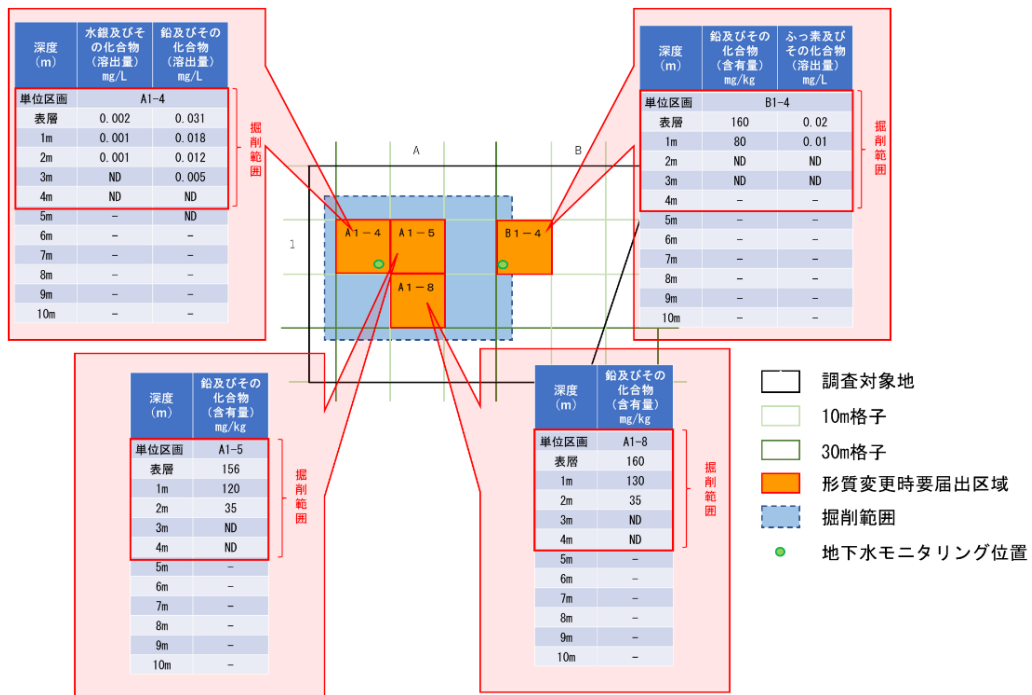


図 3.4 措置後地下水モニタリング位置

3) 孔内洗浄・地下水採取

地下水の水質試験は下記の方法により行う。

- ・地下水試験：「地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件」
(平成 15 年 3 月 環境省告示第 17 号)

3.4 措置の終了後における当該土地の利用の方法

〇〇〇株式会社大阪事業所を建設予定である。

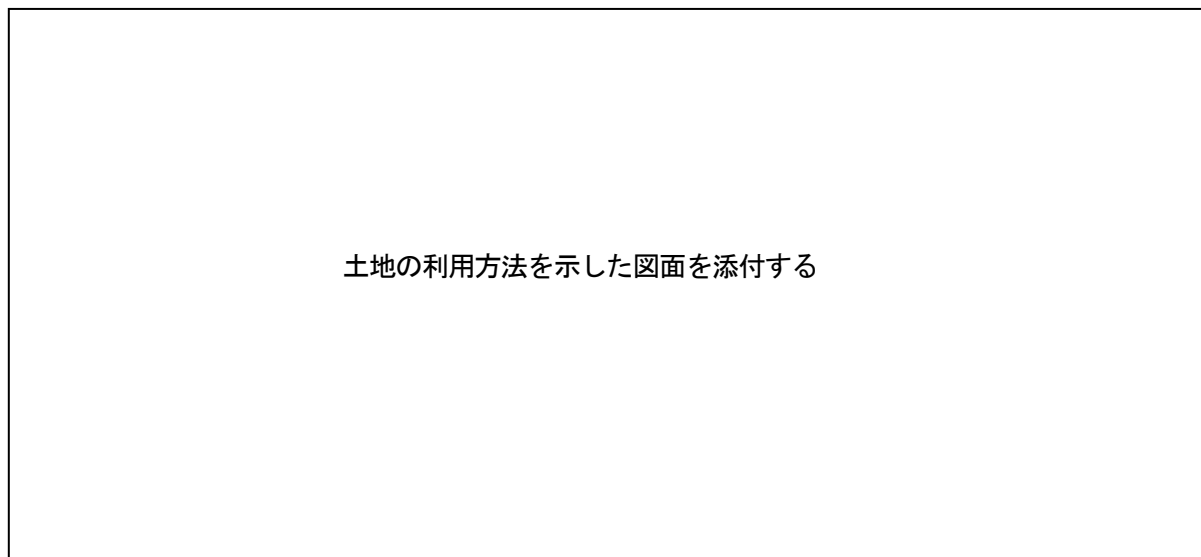


図 3.5 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用方法を明らかにした図面

4 埋め戻し土の性状の確認

4.1 埋め戻し土の性状の確認方法

埋め戻しで使用する場外からの搬入土は、表 4 に準拠して性状を確認する。なお埋め戻し土の分析は所定の頻度ごとに搬入前に行い基準に適合していることを確認する。

(使用予定の搬入土を表 4 に示して下さい)

<搬入する土壌の調査方法>

- 搬入元の土地について、土地の地質、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握する。
- 把握した情報により、次のイからハまでの土地の区分に応じて、試料採取等を行う。

土地の区分		分析頻度	分析対象物質
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規則第 3 条の 2 第 1 号（汚染のおそれがないと認められる土地）に該当する土地 ・ その他基準不適合土壌が存在するおそれがないと認められる土地 	5,000 m ³ 以下ごと	基準が定められている全ての特定有害物質の土壌溶出量及び土壌含有量
ロ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規則第 3 条の 2 第 2 号（汚染のおそれが比較的少ないと認められる土地）に該当する土地 ・ その他特定有害物質の製造、使用若しくは処理若しくは貯蔵若しくは保管に係る事業の用に供されていない土地、特定有害物質の埋設、飛散、流出若しくは地下への浸透をされていない土地 	900 m ³ 以下ごと	
ハ	上記以外の土壌	100 m ³ 以下ごと	

- ただし、次の土壌については、試料採取等の対象としないことができる。
 - 浄化等済土壌
 - 認定土壌
 - 要措置区域内に設置した施設で浄化した土壌で埋め戻す場合、100m³ごとに基準適合であることを確認した土壌
- 試料採取位置は、対象とする土壌の中心部分（基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、その部分）
- 当該要措置区域外から搬入された土壌が他の要措置区域から搬出された土壌である場合は、当該土壌は当該他の要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態と同じ汚染状態にある土地の土壌とみなす。

表 4 搬入する土壌の調査方法

4.2 埋め戻し土の分析結果一覧表及び計量証明書を添付

既に分析済みの土壌については、埋め戻し土の分析結果一覧表及び計量証明書を添付する

5 土地の形質の変更に係る周辺環境保全配慮方法

5.1 粉じん対策

粉じんおよび特定有害物質の飛散・揮発防止対策として次の対策を行う。

- ・掘削時に土壌表面が乾燥し、粉じん発生の恐れがある場合及び強風時に土壌の飛散が予想される場合は適宜散水を行い、粉じんの飛散を防止する。散水量は表面が湿潤する程度の量とし、必要に応じて繰り返し行う。
- ・水銀汚染区画については掘削中こまめに散水を行い、掘削後はすぐに隣接する区画にてフレコンバックに詰めることで、水銀の揮発拡散を防止する。フレコンバックに汚染土壌を詰める際は、ブルーシートで養生を行い、ブルーシート上に汚染土壌がこぼれた場合はすぐに清掃する。
- ・水銀汚染区画の掘削は、揮発拡散防止の観点から、基本的に一日で作業を完了させることとする。万が一、天候等の影響により、一日で掘削作業が完了しない場合は、掘削中の汚染土壌が露出しないようにブルーシート等で養生し、汚染土壌表面からの揮発拡散を防止する。
- ・工事車両走行による粉じんの飛散を防ぐため、ダンプトラックの走行経路は敷鉄板等を敷設し、その上を走行する。(舗装版のある箇所は除く。) 敷鉄板上にこぼれた汚染土壌は速やかに掃きとる。
- ・ダンプやトラック及び掘削機械のタイヤ等には極力汚染土壌をつけないようにする。また、土がついた場合は速やかにほうき等で払い落とし周囲に飛散しないようにする。
- ・工事車両等の場外搬出時には、必要に応じてタイヤ洗浄設備を設置し、タイヤ洗浄を行う。

5.2 粉じんモニタリング

5.1 に記載の飛散・揮発防止対策により粉じんおよび特定有害物質の飛散・揮発を防止することとし、粉じんモニタリングは実施しない。

5.3 工事に伴う基準不適合残土の持ち出し対策

- (1) 基準不適合土壌（鉛、ふっ素）は、掘削時に搬出用ダンプトラックに直積みし場外へ搬出し処分する。基準不適合土壌（水銀）はフレコンバック詰めして搬出する。掘削は、基準不適合範囲（区域内）を可能な限り先行して行い、搬出用ダンプトラックの管理を徹底する。
- (2) 作業ゾーンの特定
 - ・基準不適合範囲（区域内）から基準適合範囲（区域外）へと作業員の移動や使用機材の移動・運搬により汚染が広がることを防止するために、エリアを区分し作業員の出入りを管理する。
 - ・具体的には、基準不適合範囲（区域内）と基準適合範囲（区域外）の境界を単管バリケード、ロープ等で区別し、その旨を表示する。作業者は境界部に設置された靴の洗浄設備を使って除染を行い、基準適合範囲（区域外）への汚染拡散を防止する。

5.4 排水等対策

掘削中の雨水等の濁水があった場合には、工事排水として下水道へ放流する。放流水が基準に適合することを確認するため、分析する。放流水の分析項目と分析頻度を表 5.1 に示す。また、下水道放流基準を表 5.2 に示す。なお、分析項目・頻度については、下水担当部署と協議のうえ、決定したものである。

表 5.1 放流水の分析項目と分析頻度

分析項目	分析頻度
pH、浮遊物質 (SS)、 総水銀、鉛、ふっ素	放流毎 1 回

表 5.2 下水道放流基準一覧

分析項目	下水道放流基準
pH	$5 < X < 9$
浮遊物質 (SS)	$X < 600 \text{mg/L}$
総水銀	$X \leq 0.005 \text{mg/L}$
鉛	$X \leq 0.1 \text{mg/L}$
ふっ素 (海域以外)	$X \leq 8 \text{mg/L}$

*大阪市条例「大阪市内の下水の排除基準（特定事業場排水量 30m³/日未満）」

5.5 騒音・振動・悪臭対策

- ・低騒音・低振動型の重機による施工を行う。また、不必要なアイドリング・空吹かしを禁ずる。
- ・悪臭が発生した場合は、悪臭の発生場所に対するシート養生を行い、周辺への拡散を防ぐ。

5.6 廃棄物対策

工事において、発生した廃棄物については、産業廃棄物として適正に処分する。

5.7 その他工事に必要な対策

特になし。

6 土壤汚染状況調査に準じた方法による調査結果

既往調査にて、最大形質変更深さより 1メートルを超える深さの位置について試料採取等を行っていないため、今回の形質変更に先立ち、次頁の土壤汚染状況調査に準じた方法による調査結果報告書のとおり、土壤汚染状況調査に準じた方法による調査を実施した。

土壤汚染状況調査に準じた方法による調査結果報告書を添付する

7 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

7.1 対応方針

非常災害等の緊急事態が生じた場合、汚染除去等の措置に係る構造物や設備等に損壊がないこととともに、当該事態に伴う汚染の拡散の有無を確認する。なお、損壊があった場合は速やかに修復する。

7.2 対応方法

- 1) 現場において災害等が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、緊急時連絡体制にて対応する。
- 2) 事故等に応じた関係先に通報する。
- 3) 報告等は簡易明瞭に迅速に行くとともに指示事項には迅速に対処する。
- 4) 異常気象時の対応については現場で定める「異常気象時対応基準」に従うものとする。
- 5) 緊急時対応マニュアルに従って行動する。

7.3 非常災害のための必要な応急措置として土地の形質の変更をした場合

形質変更時要届出区域内において非常災害のための必要な応急措置として土地の形質の変更をした場合、工事の終了若しくは措置の完了時に報告する。